

北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等規則の一部を改正する規則

北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等規則（平成27年北上市規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用者負担額)</p> <p>第2条 条例第3条第1項に規定する利用者負担額のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号又は第29条第3項第2号に基づく<u>法第19条第1項第3号</u>の認定を受けた小学校就学前子ども（<u>法第19条第1項第2号</u>の認定を受けた子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを含む。以下同じ。）の利用者負担額は、別表第1に定める額とする。この場合において、「ひとり親世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p><u>法第19条第1項第3号</u>の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額基準額表</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 利用者負担額は、児童（<u>法第19条第1項第3号</u>の認定を受けた小学校就学前子どもをいう。以下この項から<u>第8項</u>までにおいて同じ。）の保護者等の前</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第2条 条例第3条第1項に規定する利用者負担額のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号又は第29条第3項第2号に基づく<u>法第19条第3号</u>の認定を受けた小学校就学前子ども（<u>法第19条第2号</u>の認定を受けた子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを含む。以下同じ。）の利用者負担額は、別表第1に定める額とする。この場合において、「ひとり親世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p><u>法第19条第3号</u>の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額基準額表</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 利用者負担額は、児童（<u>法第19条第3号</u>の認定を受けた小学校就学前子どもをいう。以下この項から<u>第6項</u>までにおいて同じ。）の保護者等の前年度分</p>

年度分（9月から3月までの利用者負担額にあつては当該年度分）の市町村民税の所得割の額（その市町村民税の所得割の額が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）において課税されているときは、指定都市以外において課税されたものとみなして算出した額とする。以下同じ。）を合算した額に該当する世帯の階層区分の額とする。

2～4 [略]

5 B階層からD7階層までに該当する世帯であつて、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合において、次の各号に掲げる場合の児童の利用者負担額は、当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等のうち最も年齢が高い場合（最も年齢が高い児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。）利用者負担額の欄に定める額

(2) 特定被監護者等のうち児童より高い年齢の特定被監護者等が1人いる場合（同じ年齢の児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。）利用者負担額の欄に定める額の2分の1に相当する額

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 0円

（9月から3月までの利用者負担額にあつては当該年度分）の市町村民税の所得割の額（その市町村民税の所得割の額が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）において課税されているときは、指定都市以外において課税されたものとみなして算出した額とする。以下同じ。）を合算した額に該当する世帯の階層区分の額とする。

2～4 [略]

5 C1階層からD12階層までに該当する世帯であつて、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合において、次の各号に掲げる場合の児童の利用者負担額は、当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等のうち最も年齢が高い場合（最も年齢が高い児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。）利用者負担額の欄に定める額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 0円

6 D8階層からD12階層までに該当する世帯であつて、同一世帯から2人以上の小学校就学前の子どもが保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の2に規定する児童心理治療施設に入所し、又は地域型保育、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同法第6条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している場合において、次の各号に掲げる場合の児童の利用者負担額は、当該各号に定める額とする。

(1) 当該子どものうち最も年齢が高い場合（最も年齢が高い児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。）利用者負担額の欄に定める額

(2) 当該子どものうち児童より高い年齢の子どもが1人いる場合（同じ年齢の児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。）利用者負担額の欄に定める額の2分の1に相当する額

(3) 当該子どものうち前2号に掲げる場合以外の場合 0円

7 [略]

別表第3（第7条関係）

減免区分	減免の額	減免期間
[略]		

6 [略]

別表第3（第7条関係）

減免区分	減免の額	減免期間
[略]		

第7条第1項第5号	<u>次に定める金額を上限とし、第2条第1項の規定による利用者負担額が上限額を下回る場合は、利用者負担額の全額</u> <u>(1) 第1子 10,000円</u> <u>(2) 第2子 5,000円</u>	[略]	第7条第1項第5号	<u>第2条第1項の規定による利用者負担額の全額とし、1月当たり10,000円を限度とする。</u>	[略]
<p>備考 「第1子」及び「第2子」とは、<u>法第19条第1項第3号の認定を受けた小学校就学前子ども（法第19条第1項第2号の認定を受けた子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを含む。）のうち、次の各号に掲げるものをいう。（各号において、同じ年齢の児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。）</u></p> <p><u>(1) 第1子 最年長者</u></p> <p><u>(2) 第2子 最年長者の次に年齢が高い者</u></p>					
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。